

滋賀県観光まちづくり推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下「会長」という。）は、社会環境や人々の価値観の変化に合わせて、柔軟に観光関連産業が変化し、その経済効果が県内各地に及ぶことで、地域経済が活性化できるように、観光産業強化の側面から新しい観光力を創出し、持続可能な観光地へのさらなる成長を目指すこととしている。そのため、県内の観光事業者等が連携して取り組む地域の観光資源を活用したこれまでにない新たな観光サービスや観光商品の開発を支援し、地域経済の活性化につなげるため、観光まちづくりを推進する取組に対し補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めによるほか、滋賀県が定める滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）の規定を準用する。

(補助事業者)

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者を指し、別表1に定める者とする。

(補助対象事業および補助金額)

第3条 会長は、観光まちづくりを推進するため、補助事業者が実施する事業（イベントや観光プログラム）等に必要な経費のうち、会長が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助の対象となる事業および補助率等は別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 役員名簿
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 前条の補助金交付申請書を受理してから、規則第4条第1項の規定による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な処理期間は14日とする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(別記様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の額または事業内容を変更(軽微な変更を除く)しようとする場合

(2) 補助事業の一部もしくは全部を中止し、または廃止しようとする場合

2 前項の規定による補助事業の変更等の申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更等の承認を行うものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、別表に掲げる事業に要する経費の増減が2割以内であるものとする。

(実績報告書の添付書類等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添え、事業完了の日から起算して30日以内または事業完了年度の3月12日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 収支精算書(別記様式第3号)

(2) 実施状況資料等

(3) その他会長が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合で、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかであるときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 前条の実績報告書を受理してから、当該実績に係る規則第13条の規定による額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な処理期間は14日とする。

(補助金の概算払)

第10条 会長は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別紙様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第7号)を会長に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を公益社団法人びわこビジターズビューローに返還しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 12 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日に属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

付 則

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条関係）

- （1）滋賀県内の観光事業者等の連携体（市町観光協会・観光事業者の連携体等）
- （2）その他会長が必要と認める団体・事業者

別表2 (第3条関係)

滋賀県観光まちづくり推進補助金対象事業および補助率等

対象となる補助事業者	補助対象事業	補助率	補助額
別表1に定める補助事業者	<p>観光事業者等が連携して実施する、地域経済の活性化につながる観光まちづくりを推進する取組（イベント実施、観光プログラムの造成・販売等）のうち、次の補助対象要件を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源を活かした事業であること ・実際に現地に観光客を誘致する事業であること ・従来のある事業にはない新規性があること ・単発ではなく継続性が見込まれ、観光まちづくりの基盤となること ・総事業費が100万円以上であること ・令和7年度に採択された事業については、新規性の追加や事業内容の見直し等が必要となる 	<p>1 / 2</p> <p>※中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者の連携の場合は2 / 3</p>	<p>予算の範囲内 （一事業者につき2,500千円以内）</p> <p>補助対象経費は事業に要する経費より、事業収入金（売上金）を控除した額</p>

(注1) 補助金額は、1,000円未満切り捨てとする。

(注2) 下記に該当する経費は補助の対象外とする。

- ・特定の個人や企業に対する給付経費およびそれに類するもの
- ・既存イベントの財源を当補助金で置き換えるもの
- ・単なる広報・PRの実施のみ、PRツールの作成のみとなる事業
- ・国や県またはビューローから他の補助金等を受けて実施する事業
- ・ハード事業に関する経費

(別記様式第1号)

令和 年 月 日
番 号

公益社団法人びわこビジターズビューロー会長 様

申請者 所在地
名称
代表者職氏名
発行責任者 氏名
担当者 氏名
TEL

滋賀県観光まちづくり推進補助金交付申請書

令和8年度における標記補助金について、金 円を交付されるよう、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定にも基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

1. 事業計画書 (別記様式第2号)
2. 収支予算書 (別記様式第3号)
3. 役員名簿
4. その他会長が必要と認める書類

(別記様式第2号)

滋賀県観光まちづくり推進事業計画（実績報告）書

事業の名称	
事業の目的	
実施主体	
連携団体	
実施時期 (開催日等)	
実施内容 実施方法 (実施結果) ※ ₁ 事業の新規性を記載すること ※ ₂ 令和7年度採択事業は、新規性の追加や事業内容の見直しを記載すること。	
集客目標または事業効果目標値 (事業効果実績)	
情報発信方法	
補助金振込先	金融機関 支店名 口座種別 口座番号 口座名義 口座名義 (フリガナ)
備考	

(別記様式第3号)

滋賀県観光まちづくり推進事業収支予算(精算)書

(収入)

単位：円

区 分	予 算 額	前年度予算額 (精算額)	比較増減額	摘 要
計				

(支出)

単位：円

区 分	予 算 額	前年度予算額 (精算額)	比較増減額	摘 要
計				

(注) 収支変更予算書として使用する場合は、「予算額」欄に変更後予算額を「前年度予算額」欄に変更前予算額をそれぞれ記入すること。

(別記様式第4号)

令和 年 月 日
番 号

公益社団法人びわこビジターズビューロー会長 様

申請者 所在地
名称
代表者職氏名
発行責任者 氏名
担当者 氏名
TEL

滋賀県観光まちづくり推進補助金に係る補助事業の変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けびわこ第 号で交付決定のあった標記補助事業を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、滋賀県観光まちづくり推進補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(1) 変更区分

(2) 変更前

(3) 変更後

(注) 収支変更予算書（別記様式第3号）を添付のこと。

(別記様式第5号)

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人びわこビジターズビューロー会長 様

申請者 所在地
名称
代表者職氏名
発行責任者 氏名
担当者 氏名
TEL

滋賀県観光まちづくり推進補助金実績報告書

令和 年 月 日付けびわこ第 号で交付決定のあった(令和 年 月 日付けびわこ第 号により変更承認のあった)標記補助事業について、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績報告書(別記様式第5号)
- 2 収支精算書(別記様式第3号)
- 3 状況資料等

(別記様式第6号)

令和 年 月 日
番 号

公益社団法人びわこビジターズビューロー会長 様

申請者 所在地
名称
代表者職氏名
発行責任者 氏名
担当者 氏名
TEL

滋賀県観光まちづくり推進補助金概算払請求書

令和 年 月 日付けびわこ第 号で交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金	円也
2 請求の内訳		
交付決定額	金	円也
交付済額	金	円也
今回請求額	金	円也
残額	金	円也

振込先

金融機関	銀行	本・支店
口座種別	(普通・当座)	口座番号
口座名義		

(別記様式第7号)

令和 年 月 日
番 号

公益社団法人びわこビジターズビューロー会長 様

申請者
発行責任者
担当者
TEL

消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付けびわこ第 号で交付決定通知があった滋賀県観光まちづくり推進補助金について滋賀県観光まちづくり推進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付けびわこ第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円